

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年10月24日

株式会社プラン・ドゥ

代表取締役社長 杉山浩一

問合せ先： 取締役経営企画グループ管掌経営企画グループ GM 福岡清紹
電話番号 03-6821-6350
<https://plan-d.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「不動産にかかる、すべての人に幸せを」という経営理念のもと、企業価値の持続的な成長を実現し、社会に貢献するために、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、経営の効率化、健全化に努めるとともに、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能の強化を図り、株主、投資家へのタイムリーな情報開示に努めることにより、透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 F401	1,972,950	70.00%
杉山浩一	555,810	19.72%
小林美樹	116,895	4.15%
河合紘幸	53,325	1.89%
大町聰	49,980	1.77%
山口海	29,685	1.05%
甲斐彰義	17,355	0.62%
福岡清紹	15,000	0.53%
遠藤実	7,500	0.27%

支配株主名	株式会社 F401
-------	-----------

親会社名	なし
------	----

補足説明

株式会社 F401 は、当社代表取締役である杉山浩一が議決権の過半数を自己の計算において所有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	11月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、関連法規に則り、少数株主の利益を害することのないよう、当該取引等の必然性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行い、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人數	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査担当および監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い、各監査の実効性の確保に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 清雅	他の会社の出身者													
阿久津 操	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 清雅			プライム市場上場会社の取締役の経験があり、財務及び企業経営に関する豊富な知見を有しております、その経験をいかすことが期待できるため、監査役として適任であると判断しております。
阿久津 操			プライム市場上場会社の監査役他複数の上場会社の監査役経験及び人事・総務業務の経験並びに経営者としての豊富な経験と知見を有しております、主にコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から妥当性・公正性について監査を行い、社外監査役としての立場から当社経営上の課題・問題点等に対し意見・提案を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や業務の実効性を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,従業員,その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

当社内の士気向上と結束力を高めることを目的に、勤続年数及び会社への貢献度等を総合的に勘案して付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額および対象となる役員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、具体的な報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しております。また、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対して、取締役会の議案、資料を事前に送付し、必要に応じて事前説明を行うことにより、十分な審議や円滑化を図っております。また、日常的に監査役の要請に応じて必要な資料の提供を行うことにより、円滑な監査機能の醸成に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行い、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行っております。また、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会の開催を原則としているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

【監査役】

当社は、監査役制度を採用しており、監査役2名としております。監査役は、監査役協議会規程及び会社法等に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監督するとともに、適時必要な意見を述べております。また、監査役は、監査法人及び内部監査担当と監査方針等について意見交換を行い、監査の方法や結果について連携を図っております。

【会計監査】

当社は、PwC Japan 有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

【内部統制システム】

当社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、リスク・コンプライアンス管理規程を定め、啓発活動を行っております。

【内部監査】当社は、代表取締役が指名する社員で構成される監査チームが内部監査規程及び監査基本計画書等に基づき、各チームの業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監

査部門に報告されるとともに、被監査部門に対しても改善計画書の作成を求め、その改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査責任者は、監査役及び監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報や監査結果を共有しております。

【リスク・コンプライアンス委員会】

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、経営企画グループ GM を委員長とし、各チームマネージャー以上の役職者及び事務局で構成され、主にコンプライアンス及びリスク管理に係る方針、施策の策定や管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。特に、年度ごとの重要経営リスクを選定し、それらを適切に管理・対策することで全社のリスクマネジメントを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮することが、企業価値を高め、コーポレート・ガバナンスを有機的に実践にする上で必要と考えております。このような考えに基づいて、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算であり定時株主総会の開催時期は2月であるため、わが国で最も多い3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比較すると、開催日が集中することは少ないものと考えております。また、定時株主総会の開催にあたっては、定時株主総会の開催時期を早期に決定し通知するなどして対応いたします。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画グループマネージャーを責任者として、経理部署が担当いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、社内で定期的に研修を行うこと等により、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システムの構築は重要な経営課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。取締役会規程、組織規程、職務権限規程、稟議規定等の規程に基づいて、業務を合理的に分担することで、特定の組織や担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部統制機能が適切に働くように努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する基本方針を定め、全ての役職員に周知徹底しております。また、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門家とも適宜連携することで、組織的かつ適正に対応する体制をとっています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力対応マニュアルと反社会的勢力調査マニュアルにより、反社会的勢力への対応ルールを整備し、新規取引開始時や既存取引先については年に 1 回の反社チェックを実施しています。また、全役職員向けにビデオによる反社教育の受講を義務付けているほか、全ての取引先や契約相手方との契約書においても、反社条項を盛り込むこととしております。

V. その他

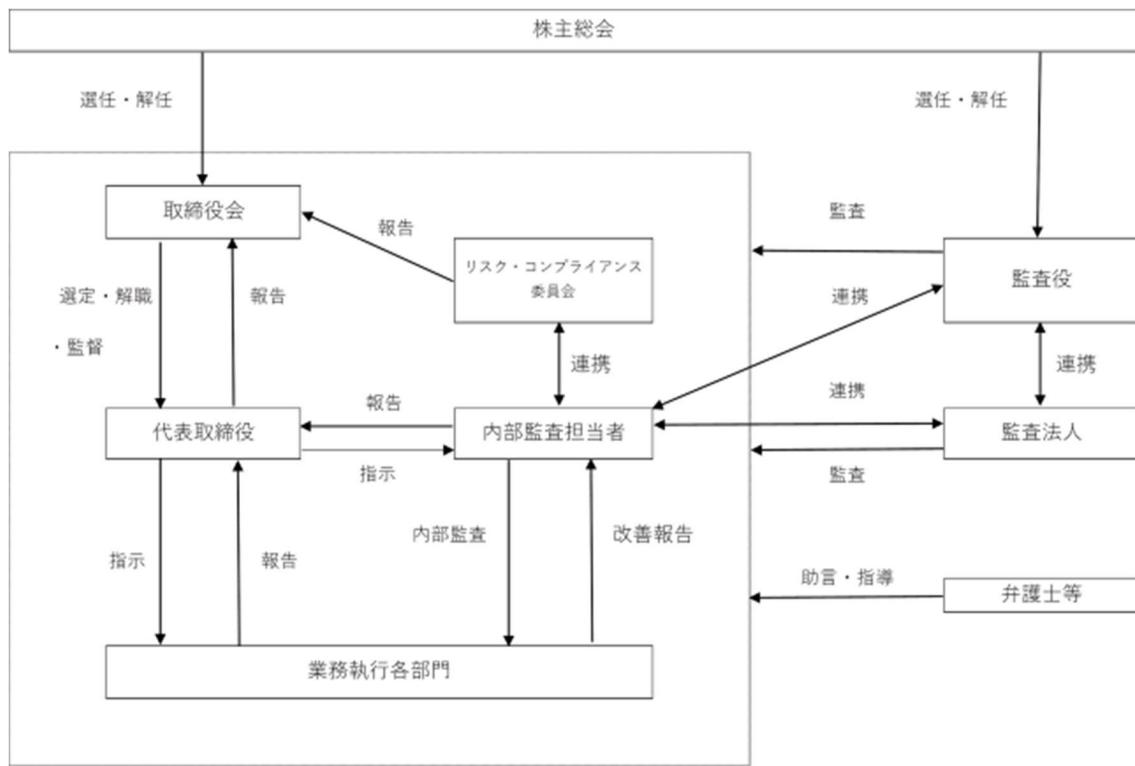
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

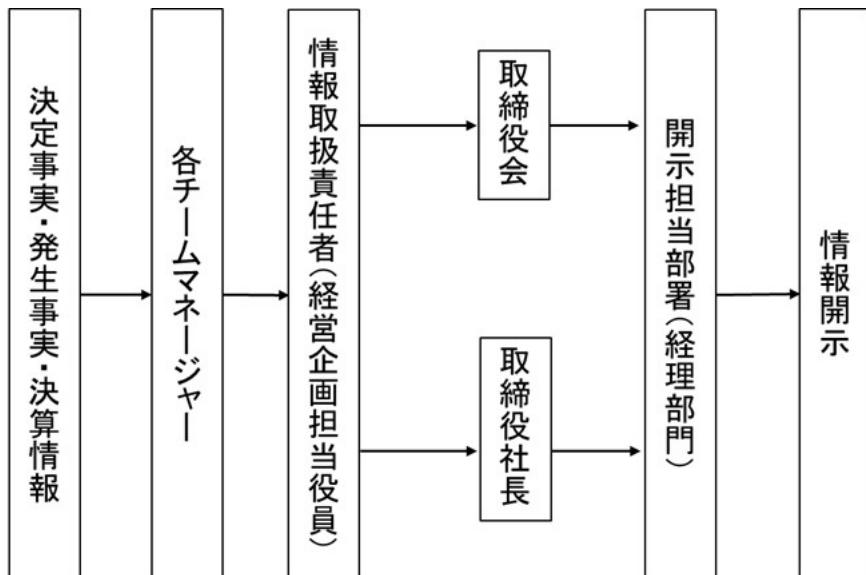
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは、以下模式図の通りです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上